

**犯罪被害者と同性の者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る****【文献種別】** 判決／最高裁判所第三小法廷**【裁判年月日】** 令和6年3月26日**【事件番号】** 令和4年（行ツ）第318号、令和4年（行ヒ）第360号**【事件名】** 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件**【裁判結果】** 破棄差戻し**【参照法令】** 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号**【掲載誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573429

学習院大学准教授 マシャド・ダニエル

**事実の概要**

上告人X男（原告＝控訴人＝昭和50年生まれ）は約20年間A男と共同生活を営んでいたところ、Aが殺害された。Xは犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という）5条1項1号括弧書き（「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」。以下「本件括弧書き」という）に該当するとして遺族給付金支給の裁定を申請し、不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めて提訴した。

第一審（名古屋地判令2・6・4判時2465・2466号合併号13頁）<sup>1)</sup>は同性の者が本件括弧書きに該当するには、同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得る社会通念が形成されている必要があり、本件処分当時には当該社会通念が形成されていなかったとして請求を棄却した。原審（名古屋高判令4・8・26判タ1506号48頁）<sup>2)</sup>は本件括弧書きが婚姻の届出ができる関係に限られるとして請求を棄却した。

**判決の要旨**

破棄差戻し。

**1 多数意見**

「犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害者等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的」とし、「犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記

目的を十分に踏まえる必要」がある。

同条項は、上記目的に鑑み、「遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたもの」と解され、「同項1号が、括弧書きにおいて、『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。」

「そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって」本件括弧書き「に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した」本件括弧書きの趣旨に照らして相当でなく、「同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理」に反せず、「犯罪被害者」と同性の者は「本件括弧書き」に該当し得ると解するのが相当である。」

「上告理由について判断するまでもなく、原判決は破棄」を免れず、「上告人が本件被害者との

間において」本件括弧書きに「該当するか否かについて、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す……。」

## 2 林道晴判事の補足意見

上記制度の目的に照らし、「犯罪被害者と同性の者であっても、犯罪被害者との関係、犯罪被害者と互いに協力して共同生活を営んでいたという実態やその継続性等に鑑み、犯罪被害者との間で異性間の内縁関係に準ずる関係にあったといえる場合」には「遺族給付金の支給を受けることができる遺族に含まれると解するのが相当である。」

本件括弧書き「と同一又は類似の文言が用いられている法令の規定は相当数存在するが、多数意見はそれらについて判断したものではない。それらの解釈は、当該規定に係る制度全体の趣旨的や仕組み等を踏まえた上で、当該規定の趣旨に照らして行すべきものであり、規定ごとに検討する必要がある……。」

## 3 今崎幸彦判事の反対意見

多数意見の解釈が「個別法の解釈であり、犯給法と異なる解釈を採ることも可能と考えられるとはいえ、犯給法の解釈が他法令に波及することは当然想定され、その帰趨次第では社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。」

なお、多数意見は「『事実上婚姻関係と同様の事情』という要件の中身については何も」語らないが、「同性同士の関係における『事実上婚姻関係と同様の事情』は、多数意見によって新たに提示された概念であって、その中身を明らかにすることは、犯給法の条文の法令解釈にほかならないことを踏まえると……考慮要素を具体的に明らかにすべきであったと考える。」

## 判例の解説

### 一 本判決の先例的意義

犯罪被害者遺族給付金は第一順位の遺族に支給され（犯給法4条1号）、「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」が第一順位とされている（同法5条1項1号）。本件では、犯罪被害者と同性の者が本件括弧書きに該当し得るかが争点となった。

本判決は、犯給法に関する事例判決であるが、最高裁が同性カップルの関係を婚姻関係に準じて

取り扱う（以下「準婚的処遇」という）可能性について初めて直接判断したものとして極めて重要な意義を有する<sup>3)</sup>。

本稿では、これまでの裁判例を踏まえながら、民法と特別法の概念的関連性（二）、重婚的内縁及び近親婚的内縁に関する先例との関係（三）、並びに準婚的処遇の限界（四）という3つの観点から本判決を検討した上で、本判決の課題を確認する（五）。

### 二 民法と特別法の概念的関連性

現行法の準婚的処遇は、民法の婚姻法の規定を類推適用する判例法理（最判昭33・4・11民集12巻5号789頁等）及び特別法の規定（本件括弧書きと類似の規定を持つ法令が相当数ある）という二本立ての法源に依拠している。

本件原審は、犯給法が民法の「配偶者」等の概念を借用しており、原則として、準婚的処遇が民法上婚姻の届出ができる関係に限定されるとした。地方公務員等共済組合法等にある本件括弧書きとの類似規定につき札幌地判令5・9・11（裁判所ウェブサイト）<sup>4)</sup>は、当該規定は「内縁関係」の成立を要件としないが、民法上の「配偶者」概念と同視し得る必要があるとした。一方では民法上の内縁関係の概念と距離をとり、他方では民法上の配偶者概念と接近することにより、同性の者の該当可能性を定型的に否定したのである。

対して、本判決の多数意見は、民法上の概念に触れながらも、本件遺族給付金制度の目的に照らし、犯罪被害者と同性の者であっても「民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定」されるとし、同性であることのみをもって該当可能性を定型的に否定すべきでないとした。本判決は、特別法の規定の配偶者概念は必ずしも民法上の概念と同一のものではなく、民法上の概念から定型的に該当性を判断せず、各法令の目的に照らして柔軟に解釈する先例（最判昭58・4・14民集37巻3号270頁等）と適合的である。

### 三 重婚的内縁及び近親婚的内縁に関する先例との関係

民法上婚姻の届出ができないという点では、同性カップルは重婚的内縁及び近親婚的内縁と同じである。本件原告は、婚姻が禁止されている内縁関係でも特別法の規定への該当可能性を認めた先

例（重婚の内縁につき前掲昭和58年判決、近親婚の内縁につき最判平19・3・8民集61巻2号518頁）を引用し、婚姻を想定されていないに過ぎない同性カップルの当事者も該当し得ると主張した。

第一審及び原審は、重婚及び近親婚は政策的に禁止され、個別具体的に、禁止理由となる弊害が顕在化しない特段の事情がある場合、準婚的処遇を認める余地があるが、同性カップルは定義上民法の婚姻に該当せず、本件と上記先例の関係を否定した。

対して、本判決は上記先例に触れず、「同性の者であることのみをもって」該当性を定型的に否定せず、「同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理」に反しないとした。確かに、民法が明文で同性婚を禁止しない以上、禁止理由を前提とする判断枠組みを採用する必然性はない。しかし、明文の禁止の有無に関わらず、同性婚が認められない限り、上記先例との関係または同性婚が認められていないことを考慮しない解釈は不自然だといわざるを得ない。

#### 四 準婚的処遇の限界

##### 1 判例の射程の限定方法

現行法は異性カップルに対して広範囲な準婚的処遇を認めているため、準婚的処遇をそのまま同性カップルに転用すれば一連の効果が生ずることとなり、社会全体に対して同性婚を認めるのと同程度の影響を及ぼし、法的安定性を害するおそれがある。そのため、これまでの裁判例は様々な工夫によりその射程を限定してきた。

まず、同性カップルを準婚ではなく準々婚とする準々婚構成がある。女性カップル関係の不当破棄に基づく損害賠償請求事件につき宇都宮地真岡支判令1・9・18（判時2473号51頁）<sup>5)</sup>が初めてこの構成を採用したが、林道晴判事が補足意見において同性カップルの関係を「内縁関係に準ずる関係」として同様の構成を示唆した。

次に、個別具体的に準婚的処遇を検討する相対的構成がある。上記事件の控訴審である東京高判令2・3・4（判時2473号47頁）は、準々婚構成をとらず、同性カップル関係から生ずる効果等は規定ごとに判断されるという理解の下、異性カップルの場合と似て非なる準婚的処遇を施した<sup>6)</sup>。

対して、本判決の多数意見は犯給法の解釈に徹した。だが、それぞれの特別法の制度目的につい

て同性か異性かが重要な意味を持つ場合が想像し難く、反対意見がいうように、「犯給法の解釈が他法令に波及することは当然想定」される。そのため、補足意見では準々婚構成が示唆され、判例の射程の限定につき念が押されたと思われるが、これにより果たして本判決の解釈から生じ得る他法令への波及を抑制できるかは疑問である<sup>7)</sup>。

##### 2 特別法に関わる判例法の限界

判例は、特別法の規定につき、本件括弧書きのような明文の規定がない場合、配偶者に関する規定を内縁の当事者に類推適用しない（恩給法72条1項につき最判平7・3・24判時1525号55頁等）<sup>8)</sup>。原審がこれを意識して、同性カップルが婚姻の定義からはみ出るとして、DV防止法28条の2のような規定がある場合に限り、同性カップルの当事者が対象になり得るとしたのだろう<sup>9)</sup>。

確かに、本件括弧書きは同性カップルの当事者を想定した明文の規定ではなく、多数意見がこれを同性の者に適用したことは上記判例と相容れないように見える。しかし、現行法では、DV防止法28条の2の規定を含め、同性カップルを想定した規定がない以上、異性カップルの場合と異なり明文の規定の欠如から直ちに同性カップルを排除する立法府の政策的判断を推定できないため、婚姻の定義に関わらず、妥当な解釈である。

##### 五 本判決の課題

多数意見は、反対意見が指摘するように、本件括弧書きの要件を示さなかった。確かに、これまでの裁判例は当事者が同性であることを考慮し、準婚的処遇の要件等を相対的に判断してきた。だが、反対意見に応答する形で補足意見が共同生活やその継続性等、異性カップルと変わらない基準を示したことから、多数意見は本件において同性の者であることを考慮しても要件が変わらないとして沈黙したに過ぎないと思われる。

ところが、同性の者が該当する場合、その効果につき、原審が指摘するように、配偶者に支給される遺族給付金の額が配偶者の性別により異なる（犯給法施行令6条2項1号、2号）。遺族給付金の額は、施行令の規定により算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して施行令所定の倍数を乗じて算出されるが、当該倍数は受給権者が「生計維持関係遺族」であるか否かにより異なり、妻又は内縁の妻が当然含まれ、夫又は内

縁の夫は60歳以上の場合に限り含まれるとされている<sup>10)</sup>。

男性の同性当事者が「夫」に該当し、女性の同性当事者が「妻」に該当すると解すべきだろうか。この種の区別は「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況」（地方公務員災害補償法上の遺族補償年金制度につき最判平29・3・21集民255号55頁）を根拠とすると解されている。当該区別が、異性カップルの主婦婚的関係における妻の地位を意識したものだとするれば上記解釈に無理があるということになるが、単に社会的な男女間の経済格差から設けられたものだとするれば上記解釈を認める余地が十分あると思われる<sup>11)</sup>。

## 六 おわりに

準婚理論は、準婚を婚姻との類似性から考えるため、同性カップルの準婚的処遇の可否は同性婚の可否の延長上にある。

同性カップルの準婚的処遇及び同性婚禁止の合憲性をめぐる一連の裁判例<sup>12)</sup>は、現行法で同性婚が認められないことを当然の前提とするが、その根拠が必ずしも明らかではない<sup>13)</sup>。実質的には婚姻が生殖を含む共同生活を規律する制度だとされ、形式的には夫・妻や夫婦等という文言が挙げられる。

戦後の家族法改正による男女平等化、その後の家族の多様化や性的少数者に対する理解の向上に伴い同性婚否定の実質的根拠が失われてきたことはかつてから指摘され、21世紀以降、性別取扱変更後の婚姻が認められたことや近年の一連の家族法改正において家族の多様化が考慮されたまた親子法と婚姻法の距離が広がったこと等から、同性婚の否定に対する疑念が深まりつつある。

多数意見は、これを意図したかはともかく、実質的根拠につき同性婚の禁止を度外視し、また形式的根拠につき、同性カップルに対して夫・妻に基づく区別を有する制度の適用を拡張したことにより、現行法上の同性婚の可能性を再考する糸口を示唆したといえる。

なお、同性カップルの準婚的処遇及び同性婚の可否につき、下位法令の解釈と違憲審査の関係や憲法等に関する諸問題も併せて検討しなければならないが、本判決（特に反対意見）にはこれらに

ついても重要な示唆が含まれていると思われる。

## ●—注

- 1) 評釈として、渡邊泰彦「判批」新・判例解説 Watch (法七増刊) 28号(2021年)125頁、藤原孝洋＝古田隆「批評」判例自治474号(2021年)4頁、マシャド・ダニエル「判例解説」道垣内弘人＝松原正明編『家事法の理論・実務・判例5』(勁草書房、2022年)86頁。
- 2) 評釈として、野口健格「判批」法セ816号(2023年)128頁、田代亜紀「判批」臨増ジュリ1583号(2023年)14頁、石塚壮太郎「判批」法セ831号(2024年)136頁。
- 3) なお、準婚的処遇を認めた高裁判決に法令解釈の誤りがないとして上告を却下した決定がある(最決令3・3・17公刊物未登載、LEX/DB25569621)。
- 4) 評釈として、渡邊泰彦「判批」新・判例 Watch (法七増刊) 34号(2024年)105頁、只野雅人「判批」法教520号(2024年)113頁。
- 5) 評釈として、松尾弘「判批」法セ781号(2020年)120頁、倉田玲「判批」法セ783号(2020年)110頁。
- 6) 東京高裁は「少なくとも民法上の不法行為に関して」と述べて判例の射程を限定した。また、一方では損害賠償の判断枠組みを従来の内縁保護法理よりも法律婚に近いものを採用し、他方では損害額の算定について現行法で同性婚が認められていないことの考慮を肯定した。この点につき、大澤逸平「判批」道垣内＝松原編・前掲注1)書77頁(特に82頁)及びマシャド・ダニエル「判批」民法判例百選Ⅲ親族相続(第3版)(別冊ジュリ264号)(2023年)58頁。その他の評釈として、小川恵「判批」法セ788号(2020年)121頁、森山浩江「判批」臨増ジュリ1557号(2021年)62頁、渡邊泰彦「判批」リマークス64号(2022年)50頁。
- 7) 山本大輔「最三判令和6年3月26日を踏まえた、死亡退職金支給の企業実務への影響」NBL1265号(2024年)21頁が示唆的である。
- 8) 判例法の限界につき、マシャド・前掲注1)93頁以下のほか二宮周平『事実婚の判例総合解説』(信山社、2006年)100～105頁、193～194頁。
- 9) 高裁は本件括弧書きは「届出がないが婚姻意思がある」場合に適用され、DV防止法28条の2は「届出も婚姻意思もないが共同生活がある」場合に適用されるとし、同性カップルは婚姻意思を持ち得ないことを前提とした。
- 10) 本件原告が60歳以下の男性であるため、生計維持関係遺族がない場合の倍数になるかが問題となる。
- 11) 性的少数者への帰属自体が所得に負の影響を及ぼすとするれば、性別を問わず妻と同じ扱いをすることも考えられるが、この種の区別規定の文理に反すると思われる。
- 12) 札幌地判令3・3・17判時2487号3頁を皮切りに各地の地裁判決が出ており、高裁判決としては札幌高判令6・3・14(公刊物未登載、LEX/DB25598384)がある。
- 13) 民法学説の状況につき、マシャド・前掲注1)89頁以下。